

開示に関する適用後レビューの実施計画

平成 29 年 12 月 26 日
企業会計基準委員会

I. 本報告の目的

1. 本報告は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 条に従って、適用後レビューの実施計画（開示¹に関する適用後レビュー）を報告するものである（適用後レビューに関する規定は別紙 1 を参照）。

II. 適用後レビューの実施計画の概要

開示に関する適用後レビューを行うに至った経緯

2. 当委員会は、適正手続規則に従い、企業会計基準等²に関する適用後レビューの計画策定に向けた検討を行っており、同計画を策定するにあたり、幅広い市場関係者から意見を募集することを目的として、平成 29 年 1 月 12 日に「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。
3. 当委員会は、意見募集文書に寄せられたコメントへの対応を取りまとめ、適用後レビューの計画の方向性を示すことを目的として、平成 29 年 6 月 22 日に「適用後レビューの計画策定に係る意見募集文書に寄せられたコメントへの対応の取りまとめ」を公表した。
4. 「適用後レビューの計画策定に係る意見募集文書に寄せられたコメントへの対応の取りまとめ」では、適用後レビューの計画の方向性として、今後、開示に関する適用後レビューを実施する方向性で、詳細な計画を策定することとしている。

開示に関する適用後レビューの目的

5. 適正手続規則第 25 条では「委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者、監査人に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならない。」と定め

¹ 本文書において、開示とは表示及び注記をいう。

² 本文書において、企業会計基準等とは企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告のことをいう。

られている。

6. 意見募集文書は、適用後レビューの計画を策定するにあたって、幅広い市場関係者から、適用後レビューの目的に関連する次の懸念点の有無を把握することを目的としていた。
 - (1) 企業会計基準等が、公表時に想定していた有用な情報を提供しているか。
 - (2) 企業会計基準等の適用にあたり、ガイダンスの不足等により解釈上の問題が生じていないか。
 - (3) 企業会計基準等の適用にあたって、予想外のコストが生じていないか。
7. これらを開示に関する適用後レビューにあてはめると、次の点を把握することが適用後レビューの目的になると考えられる。
 - (1) 企業会計基準等における開示に関する定めが、当該企業会計基準等の公表時に想定していた有用な情報を提供しているか。
 - (2) 企業会計基準等における開示に関する定め適用にあたって、予想外のコストが生じていないか。
8. なお、開示に関する適用後レビューの実施計画に基づいて実施する適用後レビュー（以下「本適用後レビュー」という。）は当委員会が開発した企業会計基準等に関するものであるため、我が国の開示制度全般に関する事項については、本適用後レビューの範囲には含めない。

対象とする企業会計基準等

9. 本適用後レビューにおいては、原則として、これまでに当委員会が公表した企業会計基準等のうち、開示に関する定め又は設例が設けられている企業会計基準等を対象とする。
10. なお、企業会計審議会から公表されている次の会計基準については、本適用後レビューの直接の対象とはしないが、全体像を把握するために、適宜、参照する。
 - (1) 企業会計審議会「企業会計原則」
 - (2) 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」
 - (3) 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」
 - (4) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」
 - (5) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」

実施する作業の内容

11. 本適用後レビューは、次のステップにより実施する。

(意見聴取)

12. 具体的な適用上の課題を把握するため、財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人

に対して情報収集を行う。具体的には次のような観点での質問を実施する。

財務諸表利用者に対する意見聴取

- (1) 全般的な課題認識
 - ① 意見募集文書でご記載頂いた項目（別紙2）以外に、特に不足していると認識している開示項目の有無
 - ② 現在の開示に関する定めについて、有用ではないと認識している開示項目
- (2) 個々の項目に関する財務諸表利用者の具体的なニーズ
意見募集文書でご記載頂いた項目及び(1)①に記載した項目について
 - ① 財務諸表を分析する際、お立場ごと（セルサイド・バイサイド・格付機関）に具体的にどのような目的で当該情報を利用することを想定しているか。
 - ② 分析にあたって、当該情報が企業の任意開示としての非財務情報でも差支えないと考えられるか。また、分析にあたって、すべての企業の分析で一律に必要なものと想定されるか、もしくは特定の業種の分析でのみ必要になると想定されるか。

財務諸表作成者に対する意見聴取

- (1) 全般的な課題認識
意見募集文書でご記載頂いた項目（別紙2）以外に、有用ではないと認識している開示項目の有無
- (2) 個々の項目に関する有用性
意見募集文書でご記載頂いた項目、(1)に記載した項目及び財務諸表利用者が不足していると考ええる項目に関するコストと便益に対する意見

監査人に対する意見聴取

- (1) 全般的な課題認識
現在の開示に関する定めに対し、監査人の観点で、特に課題と認識している開示項目の有無

(報告)

13. 本適用後レビューの実施結果を報告書に取りまとめる。
 - (1) 開示に関する定めに基づき作成された財務諸表が、企業会計基準等の公表時に想定していた有用な情報を提供しているか否か、予想外のコストが発生していないかについて評価を行う。
 - (2) 評価結果を踏まえ、短期的な基準開発により対応すべき事項の有無及び将来的な課題の有無を識別する。

(別紙1) 適正手続規則 (抜粋)

以下は、適正手続規則のうち適用後レビューに関する規定を抜粋したものである。

(適用後レビューの目的)

第25条 委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者、監査人に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならない。

(適用後レビューの実施時期)

第26条 適用後レビューは、原則として、新規の企業会計基準等が適用された後、2年後から開始する。

(適用後レビューの結果への対応)

第27条 委員会は、適用後レビューの結果、企業会計基準等の改正を行うことがある。その場合に準拠すべき手続は、新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正を行う場合と同一のものとする。

(適用後レビューの結果の公表)

第28条 委員会は、提供された情報及び追加的な情報を十分に検討し、その検討結果を報告書に取りまとめ財務会計基準機構のホームページに公表する。

(適正手続監督委員会への委員会の報告)

第29条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。

(別紙2)「適用後レビューの計画策定に係る意見募集文書に寄せられたコメントへの対応の取りまとめ」(別紙3) 主なコメントの概要(抜粋)

開示に関するコメント

2. 企業会計基準等の公表・改訂理由について「国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から」とだけ説明されているケースが相当数存在する。会計基準等を高品質なものに維持する観点からは、このタイミングで改めて会計基準等の目的・必要性を明確にすべきである。
特に開示については、財務諸表利用者が開示を求める理由、財務分析における活用方法、その開示が無いとなぜ問題なのか等を作成者が理解できなければ、利用者のニーズに応える開示を行うことができない。これまで抽象度の高い理由で開示が要求されるケースが多くあったが、適用後レビューを通じて、これまで求めてきた開示について、目的・必要性の観点から全面的に整理・見直しを行うべきである。
3. 開示に関して、以下を検討して頂きたい。
 - (1) 第1四半期と第3四半期の四半期キャッシュ・フロー計算書の義務付け³
 - (2) 四半期決算における株主資本等変動計算書の開示⁴
 - (3) 包括利益の単体への適用⁵
 - (4) 廃止予定事業に関する開示
 - (5) 株主資本とその他の包括利益累計額の合計値を、「自己資本」として表示⁶
 - (6) 注記の充実(セグメント情報の充実(人件費の開示、セグメント分類変更時の開示、地域に関する情報等)⁷、工事損失引当金に関する注記⁸、減損損失を計上しない場合の注記⁹、退職給付における割引率の開示¹⁰)
4. セグメント情報の地域に関する情報として、有形固定資産に限らず固定資産すべての開示を求めるべきである¹¹。
5. 退職給付関係の開示¹²、金融商品の時価等の開示¹³、賃貸等不動産の時価等の開示¹⁴について、有用性の観点から懸念がある。

以上

³ 「四半期財務諸表に関する会計基準」

⁴ 「四半期財務諸表に関する会計基準」

⁵ 「包括利益の表示に関する会計基準」

⁶ 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

⁷ 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」

⁸ 「工事契約に関する会計基準」

⁹ 「固定資産の減損に係る会計基準」

¹⁰ 「退職給付に関する会計基準」

¹¹ 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」

¹² 「退職給付に関する会計基準」

¹³ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

¹⁴ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」